別紙１

島根県立松江工業高等学校

# いじめ防止の指導について

## 校長・教頭

・学校いじめ防止基本方針
・保護者・地域との連携
・いじめを許さない姿勢
・風通しの良い職場

## いじめ防止委員会

・学校いじめ防止基本方針作成
・年間指導計画作成
・校内委員会の企画・立案
・情報の整理・分析
・いじめの事実確認・判断
・要配慮生徒への支援方針
欠席 30 日になる前から生徒へ聴取

Plan → Do → Check → Action

校長、教頭、主幹教諭、生徒部長、人権教育主任、養護教諭、教育相談Ｃ、特別支援教育Ｃ、関係科長、関係学級担任、主要メンバーによることもある

報告
連絡

報告（協議）
県教育委員会へ

教育指導課
子ども安全支援室

緊急対応の場合
いじめ問題対策委員会

事案発生

未然防止

（組織的な対応）

早期発見

**未然防止**（すべての教職員が取り組む）

◆学習指導の充実（教務部）
◆体験活動の充実（進路部）
◆教育相談の充実（教育相談Ｃ・特別支援教育Ｃ・ＳＣ）
◆人権教育の充実（人権教育主任）
◆情報教育の充実（電子情報安全担当）
◆保護者・地域との連携（総務部）
◆学級の雰囲気つくり（各学科・担任）

**早期発見**（ささいな兆候でも見逃さない）

情報収集（担任・学年部・各科・保護者）
・教員の観察からの気づき
・養護教諭・ＳＣからの情報
・生徒からの相談
・保護者からの相談
・地域からの相談

（教育相談Ｃ・特別支援教育Ｃ）
（生徒部）（保健部）
（総務部）

生徒　担任　学年部　各学科　保護者　地域　関係機関